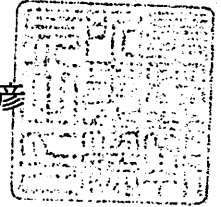


平成31年2月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

2月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考ええる。

2 理由

(1) 開示申出の内容

71期二回試験の採点スケジュールが書いてある文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、1月25日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「71期二回試験の採点スケジュールが書いてある文書」については、「平成29年度（第71期）司法修習生考試の答案審査に関する作業日程や終了期限が記載された文書」と整理した。

イ 司法修習生考試（以下「考試」という。）の答案審査は、考試委員会委員長が同委員会委員及び考査委員から、科目ごとに指名した者（以下「答案審査担当者」という。）が担当しており、考試委員会が裁判所法第67条第1項の試験の合格、不合格を定めるまでに、これを終える必要があるが、答案審査の作業日程は、各答案審査担当者に任されており、具体的な作業日程や終了期限を記載した文書を作成又は取得すべき必要性はない。

ウ よって、本件申出に係る文書を作成し、又は取得したことはなく、不開示とした原判断は相当である。